

徳島県告示第六百三十四号		二 換地処分年月日 平成十九年七月六日	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき 県営土地改良事業の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四 条第四項の規定により公告する。 平成十九年七月十七日		徳島県告示第六百三十五号	
一 地区名 日和佐地区（久望工区）		建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の 許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。 平成十九年七月十七日	
徳島県知事 飯 泉 嘉 門		徳島県知事 飯 泉 嘉 門	
指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所	
名 称	所 在 地	名 称	サービスの種類
医療法人さかまき整形外科	阿波市阿波町南整理一五八番地三	さかまき整形外科	介護予防訪問看護
同	同	同	介護予防訪問リハビリテーション
同	同	同	同
廃止年月日	平成十九年六月十八日		

同	平成十九年一月九日	処分を受けた者	処分の内容	処分の原因となつた事実
坂東産業株式会社 坂東 寿昭 吉野川市鴨島町飯尾五五〇番地三五	有限会社轟建設 西岡 謙治 阿波市吉田字岡の段の二の五九番地二	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第四号に該当すると認められる。
同	徳島県知事許可（般一十七）第四四〇八号	許可番号	同	同
同	同（般一十七）第二八五八号	同	（電気工事業に関する一般建設業許可）	同

同 二日 二十	同 日 二十	同 日 十九	同 九日	同 六日	同 二月五日	同 日 十九
鳴門市大津町木津野字西玉淵二一番地二 田中 眞弓 有限会社田中土木工業	美馬市美馬町字天神五五番地一 大久保 大三 大久保工務店	阿波土建株式会社 宮川 摂 海部郡海陽町大里字浜崎五二番地	窪田設備 窪田 克己 三好市山城町八千坊七七六番地	船津建設有限公司 田中 武信 海部郡海陽町船津字船津六八番地	有井 孝夫 有井 孝夫 阿波市吉野町西条字大西一一〇番地一	穴吹鉄工株式会社 岡本 範一 美馬市脇町大字猪尻字道犬六一番地四
同 (般一十八) 第三七九号	同 (般一十四) 第五四二四号	同 (般一十三) 第一〇二〇号	同 (般一十七) 第七七四二号	同 (般一十六) 第四〇二九号	同 (般一十三) 第六〇一四号	同 (般一十四) 第一七二〇号
同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同 (土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業許可)	同 (土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同 (大工工事業に関する一般建設業許可)	同 (とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)
同	同	同	同	同	同	同

同 六日	二十 山城土建株式会社 中岡 眞市 三好市山城町大川持五二七番地二	同 (般一十八) 第一三〇九号	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同
同 三月六日	有限会社フィールド工業 浅井 佳子 阿南市加茂町野上二二番地七	同 (般一十七) 第二二四三号	同 (土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業許可)	同
同 日	十一 有限会社坂東工業 坂東 精治 名西郡神山町阿野字長瀬一一八番地の一	同 (特一十四) 第二七九七号	同 (ほ装工事業に関する特定建設業許可)	同
同 日	十三 株式会社清建設緑地 清 公子 徳島市川内町富吉一六九番地の一	同 (般一十四) 第四四二二号	同 (大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業許可)	同
同	株式会社北島組 志内 進 板野郡北島町鯛浜字川久保一六番地一	同 (特一十四) 第四五四号	同 (造園工事業に関する特定建設業許可)	同
同 七日	二十 株式会社川田組 川田 修 板野郡松茂町笹木野字山下二〇〇番地一	同 (特一十八) 第二二七〇号	同 (板金工事業、ガラス工事業、防水工事業及び建具工事業に関する特定建設業許可)	同
同	株式会社近藤組 近藤 正義 鳴門市里浦町里浦字小高塚一六一番地の一	同 (般一十七) 第一三三七号	同 (管工事業及び造園工事業に関する一般建設業許可)	同
同 八日	二十 株式会社アラタ建設 元木 覚 徳島市上八万町下中筋三二一番地一	同 (般一十八) 第四一四八号	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同

徳島県告示第六百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり指定した。

平成十九年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 名称及び住所

財団法人 日本建築センター

東京都千代田区外神田六丁目一番八号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区外神田六丁目一番八号

大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番一五号

三 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成十九年六月二十日

徳島県公安委員会規則

徳島県公安委員会規則第11号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 7 月17日

徳島県公安委員会委員長 土 居 弘 二

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

（通行禁止の対象除外）

第3条の2 法第4条第2項後段の規定により、通行禁止（一方通行及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除く車両は、道路標識に表示するもののほか、次

に掲げるとおりとする。

(1) 道路維持作業用自動車で当該用務に使用中のもの

(2) 電信、電話、電気、水道、ガス、道路、信号機及び道路標識等の故障又は損壊により緊急修復のため使用中の車両

(3) 総務省において使用する自動車で不法に開設された無線局の探査のため使用中のもの

(4) 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察活動のため使用中の車両（前号に掲げる自動車を除く。）

(5) 警察用自動車が随伴する車両

(6) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策のため使用中の車両

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両

(8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙運動用自動車又は確認団体の政治活動用自動車等街頭演説及び街頭政談演説のため使用中のもの

(9) 次に掲げる車両で、別記様式第1号の通行禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）を掲出しているもの

ア 医師等が往診のため使用中の車両

イ 死者の運搬を本来の用途としている車両が当該用務のため使用中のもの

ウ 伝染病患者の収容又は伝染病の予防活動のため使用中の車両

エ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する犬等の捕獲のため使用中の車両

オ 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

カ 患者輸送車（自動車検査証の車体の形状欄に患者輸送車と記載のものに限る。以下同じ。）で当該用務のため使用中のもの

キ 車いす移動車（自動車検査証の車体の形状欄に車いす移動車と記載のものに限

る。以下同じ。)で当該用務のため使用中のもの ク 報道機関が緊急取材のため使用中の車両 ケ 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用される車両 コ アからケまでに掲げるもののほか、公益上又は社会生活上特に必要があると公安委員会が認める用務のため使用中の車両 (ロ) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの ウ 厚生労働省が定める療育手帳の交付を受けている者であって、重度の障害を有するもの エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年法律第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの オ 厚生労働省が定める小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(色素性乾皮症患者で日の出から日没までの間に限る。) カ アからオまでに掲げるもののほか、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、移動が困難なことににより社会での日常生活活動が著しく制限されると公安委員会が認めるもの 2 前項に掲げるもののほか、急病人の搬送治療又は防災等人の生命、身体若しくは財	産に係る緊急やむを得ない用務に使用中の車両であり、かつ、警察署長(以下「署長」という。)の許可を受けるいとまのないものは、通行禁止の規制の対象から除外する。 3 標章の交付を受けようとする者は、第1項第9号に掲げる車両にあっては別記様式第1号の2の通行禁止除外指定車標章交付申請書を、同項第10号に掲げる車両にあっては別記様式第1号の3の通行禁止除外指定車標章交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。 4 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 (1) 第1項第9号に掲げる車両 ア 当該車両に係る自動車検査証の写し イ 当該車両が第1項第9号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面 ウ ア又はイに掲げるもののほか、徳島県警察本部長(以下「本部長」という。)が必要と認める書面 (2) 第1項第10号に掲げる車両 ア 第1項第10号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面 イ 標章の交付を受けようとする者が使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証の写し ウ ア又はイに掲げるもののほか、本部長が必要と認める書面 5 公安委員会は、第3項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両又は当該標章の交付を受けようとする者が、除外の要件のいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。 6 標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。 7 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 現場において警察官の指示があった場合は、これに従うこと。 (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。 (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)
--	--

8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。 9 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し又は回復した標章）を公安委員会に返納しなければならない。 (1) 標章の有効期間が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。 第3条の4から第4条の2までを次のように改める。 （駐停車禁止の対象除外）	が放置車両の確認及び標章の取付けに使用中の車両 (9) 災害対策基本法に規定する災害応急対策に使用中の車両（駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象除外） 第4条 法第4条第2項後段の規定により、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両は、道路標識に表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路維持作業用自動車で当該業務のため使用中のもの (2) 道路、信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は補修に使用中の車両（前号に掲げる自動車を除く。） (3) 電信、電話、電気、水道、ガスの工事等の緊急修復のため使用中の車両 (4) 総務省において使用する自動車で、不法に開設された無線局の探査のため使用中のもの (5) 令第13条第1項の規定により公安委員会が指定した自動車（同条第1号又は第1号の2に掲げる自動車についてはその自動車を使用するものが公安委員会に届け出たもの）で緊急用務に使用中のもの又は同条第2項の規定により誘導されている自動車 (6) 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察活動のため使用中の車両（前号に掲げる自動車を除く。） (7) 警察用自動車が随伴する車両 (8) 警察活動に伴い停止を求められている車両 (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の収集のため使用中の車両 (10) 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車又は確認団体の政治活動用自動車で街頭演説及び街頭政談演説のため使用中のもの (11) 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両 (12) 災害対策基本法に規定する災害応急対策のため使用中の車両 (13) 次に掲げる車両で、別記様式1号の4の駐車禁止除外指定車標章を掲出しているもの
第3条の4 法第4条第2項後段の規定により、駐停車禁止の規制の対象から除く車両は、道路標識に表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路、信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は補修のため使用中の車両 (2) 電信、電話、電気、水道、ガスの工事等の緊急修復のため使用中の車両 (3) 令第13条第1項の規定により公安委員会が指定した自動車（同条第1号又は第1号の2に掲げる自動車についてはその自動車を使用するものが公安委員会に届け出たもの）で緊急用務に使用中のもの又は同条第2項の規定により誘導されている自動車 (4) 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察活動のため使用中の車両（前号に掲げる自動車を除く。） (5) 警察用自動車に随伴されている車両 (6) 警察活動に伴い停止を求められている車両 (7) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条から第79条まで及び第81条から第84条までの規定による自衛隊の行動のため使用中の車両 (8) 放置車両確認機関（法第51条の12に規定する放置駐車確認機関をいう。以下同じ。）	

ア 医師等が往診のため使用中の車両 イ 死者の運搬を本来の用途として使用する車両が当該用務のため使用中のもの ウ 伝染病患者の収容又は伝染病の予防活動のため使用中の車両 エ 狂犬病予防法に規定する犬等の捕獲のため使用中の車両 オ 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両 カ 患者輸送車で当該用務のため使用中のもの キ 車いす移動車で当該用務のため使用中のもの ク 報道機関が緊急取材のため使用中のもの ケ 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用される車両 コ アからケまでに掲げるもののほか、公益上又は社会生活上特に必要があると公安委員会が認める用務のため使用中の車両 (44) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式1号の4の駐車禁止除外指定車標準章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの イ 戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの ウ 厚生労働省が定める療育手帳の交付を受けている者であって、重度の障害を有するもの エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有するもの オ 厚生労働省が定める小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(色素性乾皮症患者で日の出から日没までの間に限る。) カ アからオまでに掲げるもののほか、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手	帳の交付を受けている者であって、移動が困難なことににより社会での日常生活活動が著しく制限されると公安委員会が認めるもの 2 前項に掲げるもののほか、急病人の搬送治療又は防災等人の生命、身体若しくは財産に係る緊急やむを得ない用務に使用中の車両であり、かつ、署長の許可を受けるいとまのないものは、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する。 3 駐車禁止除外指定車標準章の交付の申請は、第1項第13号に掲げるものにあつては別記様式第1号の5の駐車禁止除外指定車標準章交付申請書を、同項第14号に掲げる者に係るものにあつては別記様式第1号の6の駐車禁止除外指定車標準章交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。 4 第3条の2第4項の規定は駐車禁止除外指定車標準章の申請に係る添付書類について、同条第5項の規定は駐車禁止除外指定車標準章の交付について、同条第6項の規定は駐車禁止除外指定車標準章の掲出について、同条第7項の規定は駐車禁止除外指定車標準章の交付を受けた者の遵守事項について、同条第8項の規定は駐車禁止除外指定車標準章の返納命令について、同条第9項の規定は駐車禁止除外指定車標準章の返納について、それぞれ準用する。この場合において、同条第4項から第9項までの規定中「標準章」とあるのは「駐車禁止除外指定車標準章」と、同条第4項及び第5項中「第1項第9号」とあるのは「第1項第13号」と、「第1項第10号」とあるのは「第1項第14号」と読み替えるものとする。 (署長の駐車許可) 第4条の2 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項の規定により、署長が駐車を許可する車両は、その日時、場所、用務等から判断して、駐車が禁止されている場所に駐車しなければならない特別の事情があるものとする。 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第1号の7の駐車許可申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、署長が緊急やむを得ないと理由があると認めるときは、当該駐車許可申請書に代えて口頭により駐車許可の申請を行うことができる。 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し
--	--

別記様式第 1 号（第 3 条の 2 関係）

(表)

通行禁止除外指定車

番 号 第 号
発行日 年 月 日

〇〇〇〇〇〇使用中

車両番号

号

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先又は用務先～別紙のとおり。

除外する区域又は道路の区間

有効期限 年 月 日 まで

徳島県公安委員会 印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、通行を禁止された道路を通行するときに、車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 2 歩行者用道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 3 現場において、警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。
- 4 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあるので、適正に使用すること。
- 5 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

☐ 被交付者等

住所

氏名

注 用紙の大きさは、日本工業規格 B 6 とすること。

別記様式第 1 号の 2 （第 3 条の 2 関係）

通行禁止除外指定車標章交付申請書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名 印 T E L	
自 動 車 の 種 別	登 録 （ 車 両 ） 番 号
除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間	
除外の指定を必要とする理由	
機関の名称及び所在地	
自動車使用者の住所及び氏名	
使 用 目 的	
備考 1 申請者の氏名欄には、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。 2 自動車の種別欄には、自動車検査証の自動車の種別を記載して下さい。 3 自動車使用者の住所及び氏名欄には、自動車検査証の自動車使用者の住所及び氏名を記載して下さい。	

別記様式第 1 号の 3 （第 3 条の 2 関係）

別記様式第 1 号の 3 の 2 を削り、別記様式第 1 号の 4 を次のように改める。

通行禁止除外指定車標章交付申請書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
申請者 住所 氏名 印 TEL	
主たる 住所 運転者 氏名 印 TEL	
自 動 車 の 種 別	登 録 （ 車 両 ） 番 号
除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間	
除外の指定を必要とする理由	
自動車使用者の住所及び氏名	
身体障害者等の住所及び氏名	
身体障害者手帳等交付番号	交 付 年 月 日
都県 道 第 号 府市	年 月 日
身 体 障 害 名 等	級 別 等
備考 1 申請者の氏名欄には、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。 2 身体障害者等のために使用する車両があるときは、自動車の種別、自動車使用者の住所及び氏名欄を記載してください。 3 身体障害名等及び級別欄には、身体障害者手帳等の身体障害名等及び身体障害者程度等級表等による級別を記載してください。	

別記様式第 1 号の 4 （第 4 条関係）

（表）

駐車禁止除外指定車	番 号 第 号
	発行日 年 月 日
○○○○○使用中	
車両番号	号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
運転者の連絡先又は用務先～別紙のとおり。	
有効期限	年 月 日 まで
徳島県公安委員会 印	

（裏）

注意事項
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用しないこと。
※ 次のような駐車はできない。
● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の 8）
● 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第 1 項各号及び第 2 項）
● 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
● 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第 1 項）
● 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第 2 項）
2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用しないこと。
3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に提出すること。
4 現場において、警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。
5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあるので、適正に使用すること。
6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
(1) 有効期限が経過したとき。
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
(3) 使用する必要がなくなったとき。
☐ 被交付者等
住所 氏名

注 用紙の大きさは、日本工業規格 B 6 とすること。

別記様式第 1 号の 4 の 2 を削り、別記様式第 1 号の 5 を次のように改める。

別記様式第 1 号の 5 （第 4 条関係）

別記様式第 1 号の 8 を別記様式第 1 号の 9 とし、別記様式第 1 号の 7 を別記様式第 1 号の 8 とし、別記様式第 1 号の 6 中「別記様式第 1 号の 6（第 4 条の 3 関係）」を「別記様式第 1 号の 6（第 4 条の 2 関係）」に、「第 4 条の 3」を「第 4 条の 2」に改め、同様式を別記様式第 1 号の 7 とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

駐車禁止除外指定車標章交付申請書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名 印 T E L	
自 動 車 の 種 別	登 録 （ 車 両 ） 番 号
機 関 の 名 称 及 び 所 在 地	
自 動 車 使 用 者 の 住 所 及 び 氏 名	
使 用 目 的	
備考 1 申請者の氏名欄には、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。 2 自動車の種別欄には、自動車検査証の自動車の種別を記載して下さい。 3 自動車使用者の住所及び氏名欄には、自動車検査証の自動車使用者の住所及び氏名を記載してください。	

別記様式第 1 号の 6 (第 4 条関係)

駐車禁止除外指定車標章交付申請書		年 月 日
徳島県公安委員会 殿		
申請者 住所 氏名 T E L		印
主たる 住所 運転者 氏名 T E L		印
自 動 車 の 種 別	登 録 (車 両) 番 号	
自動車使用者の 住 所 及 び 氏 名		
身体障害者等の 住 所 及 び 氏 名		
身体障害者手帳等交付番号		交 付 年 月 日
都県 道 第 号 府市	年 月 日	
身 体 障 害 名 等	級 別 等	
備考		
1 申請者の氏名欄には、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。		
2 身体障害者等のために使用する車両があるときは、自動車の種別、自動車使用者の住所及び氏名欄を記載してください。		
3 身体障害名等及び級別欄には、身体障害者手帳等の身体障害名等及び身体障害者程度等級表等による級別を記載してください。		

附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成19年 8 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の徳島県道路交通法施行細則別記様式第 1 号の駐車禁止除外指定車標章は、当該標章の有効期間の満了する日までの間は、改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第 1 号の 4 の駐車禁止除外指定車標章とみなす。 ~~~~~	
--	--